

公告第881号

組合規約の一部変更について

組合規約を下記のとおり一部変更します。
つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧対照表

新	旧
<p>(一部負担金の特例) 第53条 被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1)～(7) (略) <u>(8) 削除</u> <u>(9) 削除</u></p> <p>附 則 この規約は、認可の日から施行する。</p>	<p>(一部負担金の特例) 第53条 被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1)～(7) (略) <u>(8) ダイハツディーゼル株式会社 守山事業所 守山第1工場診療所 滋賀県守山市阿村町45番地</u> <u>(9) ダイハツディーゼル株式会社 守山事業所 守山第2工場診療所 滋賀県守山市古高町字松塚808番地の2</u></p>

令和5年3月3日

ダイハツ健康保険組合
理事長 竹田 眞也